

指定騒音施設の種類ごとの数
 指定騒音作業の種類 変更届出書

年 月 日

(宛先) 狭 山 市 長

氏名及び住所
 届出者 並びに法人の場合は
 その代表者の氏名
 (電話番号)

埼玉県生活環境保全条例第54条第1項（第54条第2項）の規定により、指定騒音施設の種類ごとの数又は指定騒音作業の種類の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号						
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日		年 月 日				
		※ 施 設 場 号						
		※ 審 査 結 果						
		※ 備 考						
指 定 騒 音 施 設 (指 定 騒 音 作 業) の 種 類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更後 (時・分)	変更後 (時・分)	変更後 (時・分)	変更後 (時・分)

- 備考
- 1 指定騒音施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、埼玉県生活保全条例施行規則第40条第2項ただし書きの規定により届出を要しないこととされるときは、当該指定騒音施設の種類については、記載しないこと。
 - 2 「指定騒音施設（指定騒音作業）の種類」の欄には、同条例別表第2第5号又は、別表第3に掲げる区分（細分を含む。）及び名称を記載すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。